

大阪市告示第575号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月19日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）万代平野西脇店

大阪市平野区西脇二丁目3番4 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社万代 代表取締役 阿部 秀行

大阪市生野区小路東三丁目10番13号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社万代 代表取締役 阿部 秀行

大阪市生野区小路東三丁目10番13号

外2者

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年12月6日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,276㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
敷地東側	5台

建物屋上	71台
合計	76台

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物東側	53台 (うち原付8台)
建物南側	42台
合計	95台 (うち原付8台)

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物西側	57㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
建物西側①	25.0㎡
建物西側②	4.7㎡
合計	29.7㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社万代	午前7時00分	翌午前0時00分
未定物販①		
未定物販②		

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間
敷地東側及び建物屋上	午前6時30分から翌午前0時30分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置
敷地東側及び建物屋上	出入口 1 箇所（敷地東側）

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
建物西側	午前 6 時 00 分から午後 9 時 00 分

2 届出年月日

令和 6 年 4 月 5 日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

② 平野区役所安全安心まちづくり課

大阪市平野区背戸口三丁目 8 番 19 号 平野区役所 2 階

(2) 期間

令和 6 年 4 月 19 日 (金) から令和 6 年 8 月 19 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 6 年 8 月 19 日 (月)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)